

お亡くなりになったかたに係る主な手続きのご案内

葬儀社のかたへ ご遺族等のかたへ必ずお渡しください。

ご家族の訃報に接し、心より哀悼の意を表します。死亡届に関連して、市役所等で次のような手続き(主なもの)が必要です。各窓口等で手続きをお願いします。

注: ①や②などの○で囲んだ数字は、市役所庁舎2階の窓口の番号です。印鑑は朱肉を使用するものをご使用ください。

戸籍証明: 死亡届が提出された後に本籍地で記載します。小田原市の場合は1週間程度の日数を要します。相続手続等のために戸籍証明が必要になった場合には、本籍地にお問い合わせ(本籍が小田原市の場合は☎33-1386)いただき、記載が完了したかをご確認ください。なお、他の市町村へ死亡届が出された場合は、提出先の市町村から本市への送付に1週間程度の日数を要しています。

住民票: 閉庁日に死亡届が提出された場合は、住民票に死亡日が記載されるのは、翌閉庁日の午後になります。

亡くなられたかたが〇〇〇〇の場合は		手続きの種類	手続きの内容など	手続きの場所など	ご持参いただくもの	問い合わせ先		
住 民 票	<input type="checkbox"/> 世帯主だった	世帯主変更届	死亡届け出日から2週間以内に、世帯主変更を届け出てください(一人世帯、二人世帯の場合は不要) 来庁困難な場合は電話でご相談ください	戸籍住民課(③A) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	本人確認書類(運転免許証など)	戸籍住民課(③A) ☎33-1386		
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしていた	返却	死亡届により印鑑登録は自動的に消滅します。印鑑登録証(カード)を返却してください	戸籍住民課(③A) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	印鑑登録証(カード)	戸籍住民課(③A) ☎33-1386		
	<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバーの通知カードを持っていた	返納届出・返却	お亡くなりになったかたのマイナンバーを保険会社等に提出する場合がありますので、その手続き後、カードを返却してください	戸籍住民課(③B) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	マイナンバーカードまたは通知カード	戸籍住民課(③B) ☎33-1386		
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードを持っていた	返納届出・返却	返納の届出をしてカードを返却してください	戸籍住民課(③B) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	住民基本台帳カード	戸籍住民課(③B) ☎33-1386		
	<input type="checkbox"/> 特別永住者・外国人住民だった	返還	特別永住者カード・在留カードを返還してください	地方入国管理官署	お問い合わせください	外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904		
保 険 等	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた	返却 葬祭費手続き 届出	葬祭費の手続きをし、保険証を返却してください 死亡後に送付される通知があります。通知の送付先変更を届け出てください	保険課(②、①C) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	保険証、葬祭者名義の銀行口座番号、会葬はがきまたは葬儀領収書(いずれも葬祭者のフルネーム表記のあるものに限る) 送付先変更は、届け出をされるかたの本人確認書類(運転免許証など)	保険課(②、①C) ☎33-1845・1834		
	<input type="checkbox"/> 社会保険に加入していた	各種手続き	社会保険加入の場合、遺族のかたも社会保険の資格を喪失する場合がありますので年金事務所又は職場の担当部署にお問い合わせください					
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入していた	返却 葬祭費手続き 届出	葬祭費の手続きをし、保険証を返却してください 死亡後に送付される通知があります。通知の送付先変更を届け出てください	保険課(①B) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	保険証、喪主名義の銀行口座番号、喪主の印鑑、会葬はがきまたは葬儀領収書か請求書(いずれも喪主のフルネームと「喪主」表記のあるものに限る) 送付先変更は、届け出をされるかたの本人確認書類(運転免許証など)	保険課(①B) ☎33-1843		
	<input type="checkbox"/> 小児医療制度の対象だった (※ひとり親家庭等医療)	資格喪失手続き 返却	資格喪失の手続きをして、医療証を返却してください	子育て政策課(市役所5階) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課	医療証	子育て政策課(5階) ☎33-1453		
<input type="checkbox"/> 介護保険に加入していた(認定申請中を含む)	返却 届出	被保険者証、負担限度額認定証(お持ちのかた)、負担割合証(お持ちのかた)を返却してください。 認定申請中のかたは、高齢介護課にご連絡ください 死亡後に送付される通知があります。通知の送付先変更を届け出てください	高齢介護課(⑩) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	介護保険被保険者証、負担限度額認定証(お持ちのかた)、負担割合証(お持ちのかた) 送付先変更は、届け出をされるかたの本人確認書類(運転免許証など)	高齢介護課(⑩) ☎33-1872・1840			
年 金	<input type="checkbox"/> 年金を受け取っていた	厚生年金基金または国民年金基金を受給していた		各種手続き	未支給年金または遺族一時金の請求ができます	各基金等へお問い合わせください	お問い合わせください	各基金
		共済年金を受給していた		各種手続き	遺族共済年金または未支給年金の請求ができます	各共済組合へお問い合わせください	お問い合わせください	各共済組合
		大正15.4.2以降に 生まれたかた	厚生年金か国民年金(老齢基礎年金)または両方を受給していた	各種手続き	遺族厚生年金や未支給年金の請求ができます	小田原年金事務所	お問い合わせください	小田原年金事務所 ☎22-1391
			国民年金(障害・遺族)のみを受給していた	各種手続き	未支給年金の請求ができます	保険課(①A) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	お問い合わせください	保険課国民年金係(①A) ☎33-1867
		大正15.4.1以前に 生まれたかた	厚生年金を受給していた	各種手続き	遺族厚生年金や未支給年金の請求ができます	小田原年金事務所	お問い合わせください	小田原年金事務所 ☎22-1391
	国民年金のみを受給していた		各種手続き	未支給年金の請求ができます	保険課(①A) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	お問い合わせください	保険課国民年金係(①A) ☎33-1867	
	<input type="checkbox"/> 受け取ってない	厚生年金保険料を納付していたことがある		各種手続き	遺族厚生年金が請求できる場合があります	小田原年金事務所	お問い合わせください	小田原年金事務所 ☎22-1391
		国民年金保険料を納付していたことがある		各種手続き	遺族基礎年金、寡婦年金または死亡一時金が請求できる場合があります	保険課(①A) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	お問い合わせください	保険課国民年金係(①A) ☎33-1867
<input type="checkbox"/> 老齢厚生年金の加給年金額・障害年金の加算額対象者だった		各種手続き	加算額・加給年金額対象者不該当届が必要です	小田原年金事務所	お問い合わせください	小田原年金事務所 ☎22-1391		
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の加算額対象者だった		各種手続き	加算額・加給年金額対象者不該当届が必要です	保険課(①A)	お問い合わせください	保険課国民年金係(①A) ☎33-1867		

裏面もご覧下さい。

お亡くなりになったかたに係る主な手続きのご案内

葬儀社のかたへ ご遺族等のかたへ必ずお渡しください。

亡くなられたかたが〇〇〇〇の場合は		手続きの種類	手続きの内容など	手続きの場所など	ご持参いただくもの	問い合わせ先
税 関 係	<input type="checkbox"/> 市県民税や固定資産税等を納付していた	届出	詳細は『ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内』をご覧ください	市民税課(⑨)または資産税課(⑩)	『ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内』をご覧ください	市民税課(⑨) ☎33-1351 資産税課(⑩) ☎33-1361
	<input type="checkbox"/> 今年、死亡まで収入があった	申告	死亡した年の所得税申告が必要な場合があります	小田原税務署 ※国税庁ホームページもご利用ください。	お問い合わせください	小田原税務署(電話相談センター) ☎35-4511
	<input type="checkbox"/> 土地・家屋を持っていた(相続税について)	各種手続き	相続税の申告が必要な場合があります。詳細は税務署や税理士にご相談ください	小田原税務署 ※国税庁ホームページもご利用ください。	お問い合わせください	小田原税務署(電話相談センター) ☎35-4511
<input type="checkbox"/> 土地・家屋を持っていた(名義変更について)	各種手続き	法務局や司法書士等にご照会・ご相談ください 未登記家屋については資産税課にご相談ください	横浜地方法務局西湘二宮支局 未登記家屋については資産税課(⑩)	お問い合わせください	横浜地方法務局西湘二宮支局 ☎0463-70-1102 資産税課(⑩)☎33-1361	
子 ど も	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給していた	資格消滅手続き	未支給分の請求ができます。公務員は原則勤務先で手続き、印刷局などの独立行政法人、日本郵政グループ職員は市での手続きとなります	子育て政策課(市役所5階)	お問い合わせください	子育て政策課(5階) ☎33-1453
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給していた	資格喪失手続き		子育て政策課(市役所5階)	お問い合わせください	子育て政策課(5階) ☎33-1453
	<input type="checkbox"/> 父親又は母親が死亡した場合、遺族基礎年金又は他の公的な遺族年金の裁定請求権がないかたで、18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育・監護している父親又は母親に対して「児童扶養手当」が支給される場合がありますのでご相談ください			子育て政策課(市役所5階)	お問い合わせください	子育て政策課(5階) ☎33-1453
	<input type="checkbox"/> 保育所に在園、または申込みをされている子がいた <input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園に在園する子がいた <input type="checkbox"/> 認可外保育施設などの無償化の認定がされている子がいた	変更届	届出(申請)事項変更届出書により亡くなられたかたを届け出てください (同居されているかた又は別居していても介護を理由に保育所を利用している場合で亡くなられたかたが介護対象者だった場合も届出が必要です)	保育課(市役所5階)	お問い合わせください	保育課(5階) ☎33-1451
障 が い	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を持っていた	返還	各種手帳等を返還してください	障がい福祉課(⑬)	お問い合わせください	障がい福祉課(⑬) ☎33-1467
	<input type="checkbox"/> 重度障害者医療証を持っていた	資格喪失手続き 返還	資格喪失の手続きをして、重度障害者医療証を返還してください	障がい福祉課(⑬) 住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	お問い合わせください	障がい福祉課(⑬) ☎33-1461
	<input type="checkbox"/> 県心身障害者扶養共済制度に加入していた	申請	加入者が死亡した場合には年金が支給されます。また、対象の障がい者が死亡した場合には「死亡弔慰金」が支給される場合があります	障がい福祉課(⑬)	お問い合わせください	障がい福祉課(⑬) ☎33-1461
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当・市心身障害児福祉手当を受給していた	資格喪失手続き	受給資格喪失の手続きをしてください	障がい福祉課(⑬)	お問い合わせください	障がい福祉課(⑬) ☎33-1461
自 動 車 等	<input type="checkbox"/> 運転免許を持っていた	返却	運転免許証を返却してください	警察署	お問い合わせください	小田原警察署 ☎32-0110
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車を所有していた	名義変更等	名義変更又は廃車の手続きをしてください	市税総務課(⑧)	名義変更と廃車で異なりますのでお問い合わせください	市税総務課 ☎33-1343
	<input type="checkbox"/> 軽自動車を所有していた <input type="checkbox"/> 普通自動車や排気量125ccを超えるオートバイを所有していた	名義変更等 名義変更等	軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所で名義変更又は廃車の手続きをしてください 神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所で名義変更又は廃車の手続きをしてください	軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所 (平塚市東豊田字道下369-13) 神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所 (平塚市東豊田字道下369-10)	お問い合わせください お問い合わせください	軽自動車検査協会湘南支所 ☎050-3816-3119 湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038
上 ・ 下 水 道 等	<input type="checkbox"/> 市営水道の契約をしていた	申出	契約者の変更を申し出てください。家屋の権利を取得した相続人は、給水装置の名義変更の手続きをください	上下水道局料金センター 上下水道局給排水業務課	全部事項証明書(建物)	上下水道局料金センター(☎41-1211) 上下水道局給排水業務課(☎41-1232)
	<input type="checkbox"/> 県営水道の契約をしていた	名義変更等	県営水道(橘地区)は神奈川県営水道お客様コールセンター(☎0570-005959)へお問い合わせください	神奈川県企業庁	お問い合わせください	県営水道コールセンター ☎0570-005959
	<input type="checkbox"/> 浄化槽またはくみとり便所を使用していた	変更届	手数料の納入義務者等の変更を届け出てください	環境保護課(市役所4階)	お問い合わせください	環境保護課(4階) ☎33-1486
	<input type="checkbox"/> 井戸水を使用して公共下水道に接続していた	変更届	世帯人員数の変更の届け出が必要です(届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません)手続きについてはお問い合わせください	上下水道局給排水業務課	お問い合わせください	上下水道局給排水業務課 (☎41-1636)
そ の 他	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していた	異動届等	入居世帯人員の変更の届け出が必要です 名義変更の手続きについてはお問い合わせください	建築課(市役所5階)	印鑑	建築課(5階) ☎33-1553
	<input type="checkbox"/> 市営久野霊園の利用者だった	承継届等	久野霊園使用許可の承継手続きと久野霊園に納骨する場合は手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください	みどり公園課(市役所5階)	久野霊園使用許可書 承継者の住民票(本籍記載) 被承継者と承継者の関係を証明する書類(戸籍等) 火葬許可証	みどり公園課(5階) ☎33-1583
	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者だった	届出	森林の土地の所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出書」の提出が必要となります	農政課(市役所4階)	お問い合わせください	農政課(4階) ☎33-1491
	<input type="checkbox"/> 農地の所有者だった	届出	相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です	農業委員会事務局(市役所4階)	お問い合わせください	農業委員会事務局(4階) ☎33-1748
	<input type="checkbox"/> 簡易生命保険に加入していた		民営化前の郵便局の簡易生命保険の請求に必要な添付書類は、死亡診断書の写し(死亡届の記載事項証明/市町村発行)等ですが、個人により違います。郵便局にご相談ください。 死亡届書は、本籍のある市町村に届け出た場合は翌月の20日ごろ管轄法務局に送付され、本籍のない市町村に届け出た場合は写しが保管されますが、保管期間がありますので、ご注意ください。			
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っていた	名義変更	新しい飼い主への名義変更手続きをしてください 新しい飼い主が市外のかたの場合は、お住まいの市町村へ確認してください	環境保護課(市役所4階)	なし	環境保護課(4階) ☎33-1484
<input type="checkbox"/> その他(参考)電話番号は電話帳より		□都市ガス(小田原ガス)☎34-6101 □ケーブルテレビ(J:COM小田原)☎0120-914-000 □NHK受信料☎0120-151515 □電話(各電話会社) □銀行等(各金融機関)				

小田原市社会福祉協議会・神奈川県社会福祉協議会では、市内の交通遺児世帯に対し支援を行っています。詳しくは社会福祉法人小田原社会福祉協議会(☎35-4009)にお問い合わせください。

住民窓口: マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口